

平成 2 8 年 第 2 回

武蔵村山市教育委員会定例会

平成 2 8 年 2 月 1 2 日

武蔵村山市教育委員会

平成28年第2回武蔵村山市教育委員会定例会

1. 日 時 平成28年2月12日（金）

開会 午前 9時32分

閉会 午前11時49分

2. 場 所 武蔵村山市役所4階 401大集会室

3. 出席委員 持 田 浩 志（教育長） 土 田 三 男
高 橋 勝 義 本 木 益 男
島 田 妙 美

4. 説明のため出席した者の職氏名

教育部長	中野 育三	学校教育担当部長	榎並 隆博
教育総務課長	松下 君江	教育施設担当課長	比留間光夫
指導・教育センター担当課長	小嶺 大進	学校給食課長	神山 幸男
文化振興課長	山田 義高	スポーツ振興課長	指田 政明
図書館長	乙幡 孝	指導主事	西原 英治
指導主事	村上 正昭		

5. 会議に出席した事務局の職員

教育総務課教育政策グループ	内田 朋英
	橋本真奈美

議事日程

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 議案第 2号 平成27年度教育予算の補正(第7号)の申出について
- 5 議案第 3号 平成28年度教育予算の申出について
- 6 議案第 4号 武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
- 7 議案第 5号 武蔵村山市奨学資金条例施行規則の改正の申出について
- 8 議案第 6号 平成28年度武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業について
- 9 議案第 7号 第四次武蔵村山市特別支援教育推進計画について
- 10 議案第 8号 武蔵村山市立学校学校運営協議会の指定について
- 11 協議事項(1) 平成27年度武蔵村山市立小・中学校卒業証書授与式の告辞について
(2) 武蔵村山市立学校ICT教育環境整備計画(案)について
- 12 その他
- 13 議案第 9号 校長の任命に係る内申について
- 14 議案第10号 副校長の任命に係る内申について

◎開会の辞

○持田教育長 本日の会議に際し、3名の方から傍聴の申出がありましたので、武蔵村山市教育委員会会議規則第29条の規定に基づき、会議の傍聴を許可しましたので、御報告いたします。

本日の出席委員は全員でございます。

これより平成28年第2回武蔵村山市教育委員会定例会を開会いたします。

◎議事日程の報告

○持田教育長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 御異議なしと認め、配付のとおり決定いたします。

◎日程第1 会期の決定

○持田教育長 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日限りといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りといたします。

◎日程第2 前回会議録の承認

○持田教育長 日程第2、前回会議録の承認についてを議題といたします。

本件は、これを承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 御異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

◎日程第3 教育長報告

○持田教育長 日程第3、教育長報告を議題といたします。

第1点目でございますが、「平成27年度教育関係表彰者等一覧について」でございます。

資料1を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、教育総務課長から報告させていただきます。

教育総務課長。

○松下教育総務課長 それでは、平成27年度教育関係表彰者等一覧について御報告をさせていただきます。

お手元の資料1を御覧いただきたいと存じます。

東京都校務改善表彰を学校・団体表彰につきまして、第八小学校が業務改善の功勞に対して、表彰されます。なお、功績はお手元の資料のとおりでございます。

また、表彰式は2月25日に行われる予定でございます。

なお、平成27年度の東京都校務改善表彰は、都内公立小学校1,292校から3校が、都内公立中学校615校1分校から同じく3校となっておりますので、申し添えさせていただきます。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、2点目でございます。

平成27年度第17回「武蔵村山市教育のつどい」の開催結果についてでございます。

資料2を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、指導・教育センター担当課長から報告させていただきます。

小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 それでは、平成27年度 第17回「武蔵村山市教育のつどい」の開催結果につきまして御説明いたします。

本年度の教育のつどいは「英語で拓（ひら）く新たな世界～触れる・つながる・広がる～」という統一テーマのもと、1月23日土曜日にさくらホールにおいて開催いたしました。

第1部では、児童・生徒表彰として、スポーツ・文化活動等での活躍や優れた善行となった38の個人団体の子供たちが表彰されました。

第2部では、各小・中学校の代表児童・生徒による意見発表となり、自らの体験や読書・人との関わりを通して学んだり考えたりしたことを、英語を交えながら堂々と発表しました。

そして、第3部として、テレビやラジオなどでお馴染みの株式会社ジャーマン・インターナショナルCEOのルース・マリー・ジャーマン先生から御講演をいただきました。

国際化が進む中であって大切なことは、日本の伝統や文化、人の振る舞いといった日本の

優れた美しい点をまず自覚すること、これが一番大切であり、そこに自信と誇りをもって欲しいとのお話をいただきました。

参加者からは、自分の住む町にこんなに活躍している子供たちがいることを知ることができうれしかった。また、自分の思いを伝えたい気持ちがどの発表からも感じられた。講師の先生のお話を聞いて、日本人として誇りを感じることができたなど、多くの称賛の声をいただきました。

当日の参加者は、学校関係者、地域関係者を合わせまして870名でございました。

今後も引き続き、地域と学校が一体となって子供たちを育てる環境づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、3点目でございます

第7回中学生「東京駅伝」大会の開催結果についてでございます。

資料3を御覧いただきたいと思えます。

内容につきましては、指導・教育センター担当課長から報告させていただきます。

小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 第7回中学生「東京駅伝」大会の開催結果につきまして、御説明をいたします。

本大会は、東京都における体力向上策の一貫として、都内の50の市区町村が中学2年生から選抜をした選手からなるチームを作り、男女別で競い合う駅伝大会で、去る2月7日日曜日に味の素スタジアムで実施されました。

武蔵村山市からは、選考会を経て選抜された男女各21名の代表選手が学校や部活などの垣根を越えて襷をつなぎました。

大会当日は男子が17区間42.195km、女子が16区間30kmで競い合いました。結果につきましては、正式には後日東京都から発表がございますが、暫定順位としまして、男子が46位、女子が41位、総合43位の結果でした。

男子は、過去7回の大会で2番目に良いタイムとなり、女子は、昨年度のタイムより4分40秒も速く、過去7回の大会で最高順位となりました。そして、総合でも過去最高順位でこれまでのベストタイムを記録いたしました。

大会当日は、多くの方に応援をいただき、選手は全力で走りきることができました。応援者数につきましては、学校関係者が66名、保護者・地域の方が29名、教育委員会事務局等が

13名、合計108名でございました。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、4点目でございます。

平成27年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の調査結果及び授業改善のポイントについてでございます。

資料4別冊を御覧いただきたいと思えます。

内容につきましては、指導・教育センター担当課長から報告させていただきます。

小嶺・指導教育センター担当課長。

○小嶺・指導教育センター担当課長 それでは、平成27年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の調査結果及び授業改善のポイントにつきまして、御説明をいたします。

同調査は、平成27年7月2日小学校が5年生、中学校が2年生を対象に実施をいたしました。

小学校におきましては、まず資料4ページを御覧いただきますと、昨年度の東京都全体の総合正答率における充足率、これが国語、社会で減少したものの、算数、理科で増加していることが分かります。社会では、「自分たちが通う小学校のある区市町村の名称と位置を理解している」の正答率が33.6%になっており、基礎的な知識について繰り返し学習し、確実な定着を図ることが課題となっております。

中学校におきましては、資料18ページを御覧ください。東京都の総合正答率における充足、東京都の平均正答率、充足率が数学、英語で増加していることが分かります。

また、25ページを御覧いただきますと、特に理科において、都の平均正答率を上回る問題が増加しており、小学校段階からの関心・意欲の高さが継続していることが分かります。

また、巻末に34ページ以降ですが、参考資料といたしまして、平成23年度から平成27年度までの、東京都の平均正答率に対する本市の正答率に対する充足率を、43ページからは本年度の中学2年生が小学5年生の時の総合正答率における充足率についての変容をグラフで示しました。各教科において、読み解く力を中心として一部の項目については減少がみられるものの、増加している項目が非常に増えてございます。児童・生徒が着実に学力を付けていることが示されております。

また、42ページを御覧いただきますと、特に中学校、英語、こちらにつきましては、総合正答率が平成23年度と比較をしますと、12.1ポイント増加しております。こちらにつきましては、本市独自で進めております、ジェットプログラムの活用によるALTの配置等をはじめ

めとする、本市におけるこれまでの英語教育施策の成果が数値として表われている結果だというふうに考えております。本報告書では、各教科の合計、また、観点別、読み解く力、各問題の平均正答率や正答数分布を基に、各教科の分析として授業改善の視点を示してまいります。こちらの内容につきましては、教育委員会ホームページにもアップをし、広く市民の皆様にも公開をいたします。

今後も児童・生徒の学力向上に資する、指導の充実が図れるよう、教育委員会として指導助言をしてまいります。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして5点目でございます。

第18回生涯学習フェスティバルの開催についてでございます。

資料5を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、文化振興課長から報告させていただきます。

山田文化振興課長。

○山田文化振興課長 それでは、第18回生涯学習フェスティバルの開催について報告いたします。

資料5を御覧ください。

世代間交流の場として、幼児から高齢者までが楽しく体験、学習することを目的に、2月28日日曜日、午前10時から午後3時まで、さくらホール及び市役所市民駐車場を使用し、生涯学習フェスティバルを開催いたします。

内容につきましては、フラワーアレンジメント、パステル画、紙飛行機等の各種教室や体験学習の場を設ける団体が、昨年度より2部門増え19部門となりました。

また、和太鼓の演奏等のイベントのほか、焼きそば等の模擬店等の出店も予定しております。教育長をはじめ、教育委員会委員の皆様には開会式に御出席賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして6点目でございます。

平成27年度少年少女スポーツ大会第13回少年少女ドッジボール大会の開催結果についてでございます。

資料6を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告させていただきます。

指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 それでは、平成27年度少年少女スポーツ大会第13回少年少女ドッジボール大会の開催結果について御報告いたします。

本大会につきましては、1月30日土曜日、31日日曜日に総合体育館メインアリーナにおきまして、市内全小学校から72チーム1,044人の参加をいただき、開催をしたところでございます。

各部の優勝チームにつきましては、小学校3・4年生男子の部が二小MMDCトナカイチーム、女子の部が七小ウォーターズチーム、小学校5・6年生男子の部が二小MMDCチーム、女子の部が九小6年女子チームという結果でございました。また、準優勝以下の成績については資料にお示しのとおりでございます。

教育委員の皆さまにおかれましては、お忙しい中、本大会に御出席をいただき、ありがとうございました。お礼申し上げます。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、7点目でございますが、私から1点、第10回小中一貫教育全国サミット in 奈良について、御報告をさせていただきます。

去る1月29日金曜日、30日土曜日の2日間にわたり、奈良市で行われました第10回小中一貫教育全国サミットに、私と市内小・中学校校長7名をはじめ、事務局を含めまして総勢12名で参加をいたしました。

1日目には3会場に分かれての公開授業、2日目には参加者が一堂に会し、全体会などが行われ、2日間で延べ約2,200名程度の参加があったとかがっております。2日間の大会中、全国連絡協議会や閉会行事等の中で、次期開催地挨拶として、本市における小中一貫教育の取組や特色ある教育活動等について触れさせていただきました。

いよいよ平成28年10月21日金曜日、22日土曜日に、本市におきまして、第11回小中一貫教育全国サミットを開催させていただきます。この2月8日金曜日には、第3回目の実行委員会を開催し、小・中学校の校長をはじめ、学校運営協議会の代表の皆様等、地域の方にも御参加いただき、様々な御意見をいただきながら準備を進めているところでございます。

地域の方々からは、地域の取組を紹介するブースを設置してはどうかというアイデア等もいただいております。

本市における、これまでの小中一貫教育の取組の成果を、地域の方々とともに御協力をいただきながら、広く全国に発信する機会としたいと考えております。

なお、本市における今後の小中一貫教育でございますが、平成27年2月に案としてお示しましたリーフレット「武蔵村山市の小中一貫教育」を踏まえ、学識経験者及び保護者・地域の代表、市内全校長で構成されていまして「武蔵村山市立小中一貫校の在り方検討委員会」が審議を行っておりまして、報告をいただいているところでございますが、平成27年10月に武蔵村山市における小中一貫教育の在り方が報告書の形で提言されておりますので、これらの経緯を踏まえ、3月の定例会にリーフレットとして、学校又は保護者地域の方も御覧いただけるような「武蔵村山市の小中一貫教育」の最新版を作成していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

私の方からは以上でございます。

ただいまの教育長報告に対する質疑等があればお受けいたしますので、よろしくお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 これをもって、質疑なしと認めます。

これをもって、教育長報告を終わります。

◎日程第4 議案第2号 平成27年度教育予算の補正(第7号)の申出について

○持田教育長 日程第4 議案第2号 平成27年度教育予算の補正(第7号)の申出についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第2号 平成27年度教育予算の補正(第7号)の申出について。

平成27年度教育予算の補正について、別紙のとおり申出をするため、教育委員会の議決を求めます。

平成28年2月12日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○持田教育長 それでは議案第2号の提案をさせていただきます。

平成27年度教育予算について、歳入で都補助金、基金繰入金及び雑入、歳出で総務管理費、教育総務費、小学校費、中学校費、社会教育費及び保健体育費に補正の申出をする必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

中野教育部長

○中野教育部長 それでは、議案第2号 平成27年度教育予算の補正（第7号）の申出につきまして、御説明させていただきます。

平成28年3月に開催されます第1回市議会定例会に提案が予定されております、平成27年度の武蔵村山市一般会計補正予算（第7号）に係る教育予算につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長より意見を求められましたので、申し出るものでございます。

1 ページを御覧ください。

1 歳入でございます。

15款2項8目教育費都補助金2節小学校費補助金253万9千円、5節中学校費補助金297万4千円の増額は、公立学校運動場芝生化事業補助金の対象期間が延長されたこと、公立学校施設校内LAN整備工事支援事業補助金の新設により増額するものでございます。

次に、18款2項10目1節市立学校教員研修奨励基金繰入金7万6千円の増額は、基金からの繰入れによるものでございます。

次に、20款5項2目弁償金1節弁償金12万円の増額は、損害賠償請求上告・上告受理申立事件に係る損害賠償金について、求償金を債権者が分割納付することになったことによるものでございます。

歳入合計では、570万9千円を増額するものでございます。

続きまして、2ページを御覧ください。

2 歳出でございます。

2款1項6目財産管理費14節使用料及び賃借料7千円の増額は、学習等供用施設の駐車場用地借上料の増によるもの、14目情報システム管理費14節使用料及び賃借料212万5千円の減額は、公共施設予約システム機器借上料の契約差金によるものでございます。

次に、10款1項3目教育指導費19節負担金補助及び交付金7万6千円の増額は、市立学校教員研修奨励基金からの繰入金によるもの、5目教育扶助費20節扶助費427万3千円の減額は、就学援助の認定件数の減少等によるものでございます。

次に、10款2項小学校費1目学校管理費11節消耗品費10万円の増額は、武蔵村山市自動車整備組合からの寄附により、学校図書を購入するもの、13節委託料1,110万8千円の

減額は、施設整備事業の完了に伴う実施設計委託料等の減によるもの、15 節工事請負費 3,070 万 1 千円の減額は、施設整備事業が完了したことによるものでございます。

次に、3 項中学校費 1 目学校管理費 13 節委託料 1,177 万 7 千円の減額は、施設整備事業の完了に伴う実施設計委託料等の減によるもの、14 節使用料及び賃借料 3 万 4 千円の増額は、学校用地借上料の増によるもの、15 節工事請負費 2,505 万円の減額は、施設整備事業が完了したことによるものでございます。

次に、5 項社会教育費 3 目図書館費 13 節委託料 415 万 8 千円の減額は、空調設備改修工事実施設計委託料の契約差金によるもの、18 節備品購入費 2 万円の増額は、武蔵村山市更生保護女性会からの寄附により、備品図書を購入するものでございます。

次に、4 目歴史民俗資料館費 13 節委託料 179 万 6 千円の減額は、歴史民俗資料館分館新設工事管理委託料の契約差金によるもの、15 節工事請負費 1,098 万 2 千円の減額は、歴史民俗資料館分館新設工事が完了したことによるものでございます。

次に、6 目市民会館費 14 節使用料及び賃借料 2 万 7 千円の増額は、市民会館用地及び専用駐車場借上料の増によるもの、15 節工事請負費 328 万 3 千円の減額は、市民会館非常用蓄電池交換が完了したことによるものでございます。

次に、6 目保健体育費 1 目保健体育総務費 19 節負担金補助及び交付金 60 万円の減額は、スポーツ少年団加入団体数の減によるもの、2 目体育施設費 14 節使用料及び賃借料 3 万 1 千円の増額は、三ツ木庭球場用地借上料の増によるもの、15 節工事請負費 173 万 6 千円の減額は、運動場、庭球場整備工事が完了したことによるものでございます。

歳出合計では、1 億 729 万 4 千円を減額するものでございます。

以上、歳入歳出に関わる補正予算の申出を行うものでございます。

なお、今後 市長部局での 補正予算の査定等によりまして、歳入歳出補正予算額が、増減する場合もございますので、御了承願います。

また、歳入歳出の差異でございますが、市長部局との関係によるものであることを申し添えておきます。

説明につきましては、以上でございます。

○持田教育長 これより質疑に入ります。

土田教育長職務代理人。

○土田職務代理人 芝生化の補助金が延期されたと、さらに年度が増したということなんですけれども、これは今後もそういう見込みが付きそうな補助金なんですか。それに伴って

さらに、各学校の校庭の芝生の面積を増やすなど含めた整備も考えていけるのでしょうか。

○持田教育長 比留間教育施設担当課長。

○比留間教育施設担当課長 芝生の維持管理費なのですが、当初3年という期間が設けられていたんですが、今年度5年ということで、永久にということではなく2年間延長されたということです。それから、芝生整備の増設なのですが、これに対しましては、当初の整備から3年以内だと補助金が出るんですが、それを超えてしまうと、補助金が出ないことになります。

○持田教育長 よろしいですか。

○土田職務代理者 結構です。

○持田教育長 そのほか、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第2号 平成27年度教育予算の補正(第7号)の申出についてを採決をいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第5 議案第3号 平成28年度教育予算の申出について

○持田教育長 続きまして、日程第5 議案第3号 平成28年度教育予算の申出についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第3号 平成28年度教育予算の申出について。

平成28年度教育予算について、別紙のとおり申出をするため、教育委員会の議決を求めます。

平成28年2月12日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○持田教育長 それでは議案第3号の提案理由を説明させていただきます。

平成28年度教育予算について、平成28年第1回市議会定例会に上程するに当たり、当該予算に係る申出をする必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

中野教育部長。

○中野教育部長 それでは、議案第3号 平成28年度教育予算の申出についてにつきまして、御説明申し上げます。

平成27年11月30日付で、市長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、意見を求められましたので申出をするものでございます。

1 ページを御覧ください。

1 歳入でございます。

13 款使用料及び手数料は、2,099 万 1 千円で、前年比 416.5%の増となっております。

これは、平成28年4月からの公の施設使用料の見直しに伴う文教施設、学校体育施設の使用料の増によるものでございます。

次に、14 款国庫支出金は、4,433 万 3 千円で、前年比 10.4%の減となっております。

2 項 5 目教育費都国庫補助金は、中学校の武道場整備事業等が完了したことに伴う国庫補助金の減、3 項 4 目教育費委託金は、教育研究開発事業委託金の減によるものでございます。

次に、15 款都支出金は、5,000 万 2 千円で、前年比 117.5%の増となっております。

2 項 8 目教育費都補助金は、公立小学校特別支援教室設置条件整備費補助金、スポーツ振興等事業費補助金等による増、3 項 5 目教育費委託金は、学力ステップアップ推進地域指定事業による増でございます。

次に、16 款財産収入は、21 万 6 千円で、前年度比 33.7%の減となっております。

1 項 2 目利子及び配当金は、基金残高に伴う基金利子の減、2 項 2 目物品売払収入は、教育委員会発行の報告書等の売払い見込みによる減でございます。

次に、18 款基金繰入金は、5,160 万 8 千円で、前年比 15.6%の減となっております。

2 項 4 目再編交付金事業基金繰入金は、基金を充当している小学校教育用パーソナルコン

ピュータ等の借上げ期間が終了することによる繰入金の減でございます。

2項8目学校災害医療費貸付基金繰入金は、武蔵村山市立学校災害医療費貸付基金条例の廃止を予定しており、廃止に伴い基金を取り崩し繰り入れるものでものでございます。

次に、20款諸収入は、1,682万2千円で、ほぼ前年同額となっております。

5項2目弁償金は、損害賠償請求上告、上告受理申立事件に係る損害賠償金について、求償金を債権者が分割納付することになったことによるものでございます。

歳入合計では、1億8,397万2千円となり、前年度比では、18.9%の増となっております。続きまして、2ページを御覧ください。

2 歳出でございます。

2款1項総務管理費は、6,060万6千円で、ほぼ前年同額となっております。

6目財産管理費は、学習等供用施設実施設計委託料（残堀・伊奈平）による増、12目再編交付金事業基金積立金は、小学校教育用パーソナルコンピュータ等の借上げ期間終了に伴い基金への積立も終了することによる減でございます。

次に、教育費でございますが、平成28年度の一般会計予算では、歳出科目の労働費の予算計上がなくなるということでございますので、歳出科目の款が繰り上がることとなりまして、教育費は9款となっております。

9款教育費全体では、20億8,837万9千円でございます。

1項教育総務費は、4億9,977万4千円で、前年度比7.5%の増となっております。

1目教育委員会費は、第二次教育振興基本計画策定に伴う支援業務委託料による増、2目事務局費は、学校施設管理業務委託料の予算科目の組替えによる増、3目教育指導費は、小学校社会科副読本の作成委託料、小中一貫教育全国サミット in 武蔵村山大会の開催、学力ステップアップ推進地域指定事業等に伴う増、4目教育振興費は、特別支援教室設置に伴う施設整備事業費の増、5目教育援助費は、就学援助費の認定件数等の推移による減、6目学校保健衛生費は、健康診断等委託料の推移による減でございます。

次に、2項小学校費は、4億4,633万5千円で、ほぼ前年同額となっております。

次に、3項中学校費は、3億2,971万5千円で、前年度比30.6%の減となっております。

1項学校管理費は、中学校の武道場整備事業等の完了に伴う工事請負費等の減によるものでございます。

次に、5項社会教育費は、3億8,137万8千円で、ほぼ前年同額となっております。

1目社会教育総務費は、市指定文化財の織物協同組合建物の保護・保存管理等に要する経

費による増、3目図書館費は、雷塚図書館及び雷塚地区学習等供用施設空調設備改修工事に伴う工事監理委託料、工事請負費による増、4目歴史民俗資料館費は、歴史民俗資料館分館施設整備の完了に伴う工事請負費等の減、6目市民会館費は、市民会館の非常用蓄電池施設整備の完了に伴う工事請負費等の減によるものでございます。

次に、6項保健体育費は、4億3,117万6千円で、前年比3.8%の増となっております。

2目体育施設費は、総合運動公園第2運動場等の施設整備の完了に伴う工事請負費等の減、3目総合体育館費は、総合体育館の第一体育室の改修工事による増、4目学校給食費は、小学校の学校給食配送等業務委託料の増によるものでございます。

歳出合計は、21億4,898万5千円となり、前年度比では、4.2%の減となっております。

続きまして、3ページを御覧ください。

3 債務負担行為でございます。

公立施設予約システム借上、市民会館施設管理運営委託、総合体育館等施設管理運営委託、中学校学校給食調理等業務委託につきましては、現在、債務負担行為が設定されておりますが、平成29年4月から、消費税率及び地方消費税率が8%から10%に引き上げされることが予定されていることから、債務負担行為の期間終了までの消費税率及び地方消費税率の2%の引き上げ分について、新たに限度額を設定するものでございます。

以上、歳入歳出に関わる予算の申出を行うものでございます。

なお、今後市長部局での予算の査定等によりまして、歳入歳出予算額が、増減する場合もございますので御了承願います。

また、歳入歳出の差異でございますが、市長部局との関係によるものであることを、申し添えておきます。

続きまして、4ページを御覧ください。

平成28年度の主な事業でございます。

ここでは、新規、拡充等の事業について、御説明いたします。

4ページを御覧ください。

はじめに、総務管理費です。

4 学習等供用施設整備事業については新規事業で、残堀・伊奈平学習等供用施設改修工事に伴う実施設計委託を実施するものでございます。

次に7ページを御覧ください。

教育総務費ですが、19 小中一貫校運営事業につきましては拡充事業で、「小中一貫教育

全国サミット in 武蔵村山大会」の開催、平成 28 年 4 月に本開校する小中一貫校大南学園に関わる経費でございます。

22 学力ステップアップ推進地域指定事業につきましては充実事業で、平成 27 年度は補正予算で対応いたしましたが、3 年間外部人材の派遣により、小・中学校の算数、数学、理科における指導力向上、算数、数学における児童・生徒の基礎学力の定着を図るものでございます。

8 ページを御覧ください。

28 施設整備事業につきましては新規事業で、特別支援教室の導入に伴う消耗品、教室環境整備、備品購入によるものでございます。

29 就学援助事業①就学援助システム改修委託料につきましては新規事業で、社会保障・税番号制度の総合運用に伴いシステムを改修するものでございます。

9 ページを御覧ください。

小学校費です。

4 施設整備事業につきましては、実施計画に登載しながら計画的に施設整備を実施しております。

平成 28 年度につきましては、①小学校消火栓設備配管改修工事を実施するほか、③第一小学校ほか 6 校特別教室等冷房設備設置工事に伴う実施設計委託、⑨第九小学校校舎窓枠等建具改修工事、⑩第九小学校屋内運動場屋根及び外装改修工事等を実施し、教育環境の充実を図ります。

10 ページを御覧ください。

中学校費です。

4 施設整備事業につきましては、①中学校消火栓設備配管改修工事を実施するほか、③第一中学校ほか 2 校特別教室等冷房設備設置工事に伴う実施設計委託、⑦第四中学校トイレ改修工事、⑧第四中学校屋内運動場床面改修工事等を実施し、教育環境の充実を図ります。

11 ページを御覧ください。

社会教育費でございます。

8 文化財保護事業につきましては拡充事業で、平成 28 年度は市指定文化財の織物協同組合建物の保護・保存管理等を行うものでございます。

18 図書館施設整備事業につきましては充実事業で、雷塚図書館及び雷塚地区学習等供用施設空調設備等改修工事を実施いたします。

19 歴史民俗資料館運営事業及び 20 歴史民俗資料館維持管理事業につきましては拡充事業で、歴史民俗資料館分館の運営等に関わる経費によるものでございます。

13 ページを御覧ください。

保健体育費です。

12 施設整備事業につきましては新規事業で、総合体育館第一体育室の床面改修等工事を実施し、スポーツ環境の充実に努めます。

18 調理及び配送事業 ④委託料につきましては拡充事業で、小学校給食の配送において、配送車を増台し、子供たちに安全・安心でおいしい学校給食を提供してまいります。

説明につきましては、以上でございます。

○持田教育長 これより質疑に入ります。

土田教育長職務代理人。

○土田職務代理人 ただいま歳入歳出の説明をいただいたんですけども、歳出を見ますと、9千万円ほどの減額になっております。これは御説明でも学校の施設整備事業の終了に伴う工事費の減額ということで、大きな減額になっているんですけども、全般的にみて教育予算いかがだったでしょうか。事務局職員として、児童・生徒のためにいろいろなことをしたい、こういうことをしてあげたい、というような全般的な流れの中、市民の生涯学習のためこうした事業をしたい、いろんな考えをもって昨年の10月頃から一生懸命皆さん努力をされたと思うんですけども、いかがですか。成果、自分たちの思惑通り予算が付いて、平成28年度もやる気満々というようなお気持ちになりましたか。その点について、中野教育部長、榎並学校教育担当部長、ちょっと一言ずつお伺いいたします。

○持田教育長 全体の構成比等はわかりますか。

中野教育部長。

○中野教育部長 歳出につきましては、土田職務代理人がおっしゃったとおり、中学校の武道場施設整備工事、歴史民俗資料館分館施設整備の完了に伴い工事費等が減額になったということで、全体的には減額となる予算になっておりますが、御覧いただくと、ほかの事業につきましてはほぼ同額、又は、拡充をされた事業もございます。全体的には、教育委員会の各課の事業予算の内容につきましては、平成27年度と平成28年度を比べましても、例えば小中一貫教育全国サミットを開催するであるとか、新たに取組む事業もございますので、各課の予算につきましては、ある程度要求に沿った予算編成ができたのではないかと考えております。

○持田教育長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 新規事業でありました特進講座、部活の支援、こちらもまた認めていただけることになりましたので、またこれらの事業について非常に充実をして参りますので、今後、特に中学校の方の進路の中で何らかの結果が出せないかということで今調査を始めているところでございますので、またこちらにつきましても機会がございましたら御報告をさせていただきたいと考えております。

また、教育部長からございましたように、小中一貫教育全国サミットについては、市から全面的に御協力をいただけたということについては大変ありがたく思っているところでございます。

○持田教育長 土田教育長職務代理者。

○土田職務代理者 非常に頼もしい各部長のですね、お考えのもとにこの平成28年予算がほぼ固まったと思うんですけども、今後、平成28年度の事業を始める中でも、市議会定例会が4回あって補正という様なシステムも組まれている訳ですから、途中でもどんどんこの市民のため、児童・生徒のためというように良かれと思うようなことがあったら積極的にですね、市長部局に働きかけをするという姿勢をずっともっていただければ本当にありがたいと、日頃の御努力には非常に感謝はしております。そういったことで、引き続いてお力をいただけたらと思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○持田教育長 ほかにはありますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第3号 平成28年度教育予算の申出についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第6 議案第4号 武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正
する規則について

○持田教育長 日程第6 議案第4号武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

松下教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

松下総務課長。

○松下教育総務課長 議案第4号 武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について。

武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成28年2月12日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

○持田教育長 それでは議案第4号の提案理由を説明させていただきます。

学校事務共同事務室の導入及び武蔵村山市立小中一貫校大南学園本開校に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

なお、内容につきましては、教育総務課長から説明いただきますので、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 それでは、議案第4号 武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則につきまして、御説明いたします。

今回の規則の一部改正につきましては、学校事務共同事務室の導入及び小中一貫校大南学園が本開校することに伴いまして、規定の整備が必要となったものでございます。

それでは、ページを3枚おめくりいただき、武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。新旧対照表によりまして、御説明をさせていただきます。

左欄が改正案、右欄が現行でございます。

第12条の4の次に、学校事務共同事務室についての規定を定めてございます。

第12条の5では、「小中学校に係る事務を、共同して処理し、及び支援するため、学校事務共同事務室を置く。」と定め、第2項では、学校事務共同事務室の組織及び運営に関し必

要な事項は、別に定めることとしてあります。

これによりまして、現行第 12 条の 5 から第 12 条の 8 までを 1 条ずつ繰り下げてございます。

次に、第 28 条の次に「学園長及び副学園長」についての規定を定めてございます。第 29 条第 1 項では、小中一貫校大南学園に学園長、副学園長を 1 人ずつ置くことを、第 2 項では、学園長及び副学園長は、第七小学校及び第四中学校の校長のうちから、教育長が指名することを定め、第 3 項では、学園長は、大南学園を代表し、大南学園に係る事務を掌理することを、また、第 4 項では、副学園長は、学園長を補佐し、学園長に事故があるとき、又は学園長が欠けたときは、学園長の職務を代理することを定めてございます。

次に、附則におきまして、施行期日を平成 28 年 4 月 1 日と定めております。

ページをおめくりいただき、裏面の 2 ページを御覧いただきたいと思っております。

大南学園の本開校に伴い、学園印等を備える必要が生じたことから、武蔵村山市教育委員会公印規則の一部改正が必要となりました。

それでは、3 ページの「武蔵村山市教育委員会公印規則新旧対照表」を御覧いただきたいと思っております。

別表第 1 の番号 10 の 3 では、公印番号 9 の 3 として、武蔵村山市立小中一貫校大南学園印を、番号 10 の 4 では、公印番号 9 の 4 として、武蔵村山市立小中一貫校大南学園長印を定めております。なお、書体、寸法、用途、管守者は記載のとおりでございます。

次に、別表第 2 でございますが、公印番号 9 の 3 大南学園印、及び公印番号 9 の 4 大南学園長印の文字の並びを定めるものでございます。

なお、この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で、議案第 4 号 武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の御説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御決定賜りたくお願い申し上げます。

以上でございます。

○持田教育長 これより質疑に入ります。

土田教育長職務代理人。

○土田職務代理人 来年度からの問題だと思うんですが、例えば話で発言させてもらおうと恐縮なんですけども、例えば卒業証書についてですね、小中一貫校大南学園第七小学校、大南学園第四中学校とあるんですけども、そういったときの卒業証書は、あくまでも学校名として固

有名詞の入った小学校だったら小学校までと、きちんと将来的にも固有名詞として残る学校名とかですね、残るといふような考えでよろしいですかね。

大南学園第七小学校校長、一貫校になったからといって名前がなくなってしまう、ということではなく、本開校になっても武蔵村山市小中一貫校大南学園第七小学校長とそういうようなスタイルになるんですかね。

○持田教育長 まず大南学園についての御質問ですけれども、村山学園はどうなんでしょうか、分かりますか。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 それでは、村山学園の現状の卒業証書について申し上げたいと思います。

現在につきましては、二行書きになってございまして、武蔵村山市立小中一貫校村山学園武蔵村山市立第二中学校長といった形で、中学校の卒業証書になっておりまして、小学校につきましては、武蔵村山市立小中一貫校村山学園武蔵村山市立第四小学校長といった形の卒業証書に現状なっております。

この度、管理運営規則を改正させていただいた上で、大南学園の本開校に当たりましての規定の整備をさせていただきまして、大南学園につきましても、同様な形での卒業証書をお作りすることになると考えてございますので、よろしくお願いたします。

○持田教育長 よろしいですか。

○土田職務代理者 そういった固有名詞がね、きちんと担保される、一貫校になったら一つの名前でなくなってしまう、どういうふうに承認されているのかなど、村山学園に失礼をしたんですけれども、今回は大南学園についてちょっと合わせてそこだけ確認をさせていただきました。

以上です。

○持田教育長 条例上の設置は小・中学校とも第四小学校と第二中学校、今般も条例等の設置校としては、第七小学校と第四中学校というふうになってございますので、卒業生の卒業番号も通しもこれまでの四小、二中、また、七小、四中の番号は通しでいくと聞いております。

○土田職務代理者 ありがとうございます。

○持田教育長 ほかに何かございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第4号 武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第7 議案第5号 武蔵村山市奨学資金条例施行規則の改正の申出について

○持田教育長 日程第7 議案第5号 武蔵村山市奨学資金条例施行規則の改正の申出についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第5号 武蔵村山市奨学資金条例施行規則の改正の申出について。

武蔵村山市奨学資金条例施行規則の改正の申出について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成28年2月12日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○持田教育長 それでは議案第5号の提案理由を説明させていただきます。

社会保障・税番号制度の導入に伴い、武蔵村山市奨学資金条例施行規則の改正の申出をする必要があるため本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては教育総務課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

松下教育総務課長。

それでは、議案第5号 武蔵村山市奨学資金条例施行規則の改正の申出について御説明いたします。

今回の改正は、社会保障・税番号制度の導入に伴い、番号法で定められております法定事

務以外の独自利用事務として、奨学金制度を実施するため、市長部局所管の武蔵村山市奨学資金条例施行規則に改正が必要となったことから、申出を行うものでございます。

それでは、ページを4枚おめくりいただきまして、武蔵村山市奨学資金条例施行規則新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。新旧対照表によりまして、御説明をさせていただきますと思っております。

左欄が改正案、右欄が現行でございます。

まず、第8条奨学生決定の基準におきまして、第2項として、「市長は、前項に規定する状態を調査するため必要な書類の提出を求めることができる。」を加えてございます。

ページをおめくりいただき、裏面2ページを御覧ください。

こちらは、第1号様式 武蔵村山市奨学資金支給申請書の表面でございます。

上から、3行目に個人番号の欄を追加してございます。

次に、高等学校卒業後の希望の欄では、どの方面に就職、どの方面に進学を削除いたしまして、記入しやすくしております。

新旧対照表の3ページを御覧いただきたいと思っております。

こちらは、第1号様式の裏面となっております。

家族の状況の欄の、氏名の下に個人番号の欄を追加してございます。

次に、学資に要する収入欄を収入と学資に要する支出の内訳（月額）に変更し、合わせて、収入の欄、支出の欄を設け、それぞれ、内訳を記載しやすいよう変更してございます。

次に、同種の奨学金・就学奨励費等を他から受けているかの欄では、就学奨励費等を削除し、「受けていません」を「受けていない」に変更いたします。

次に、課税状況の確認に対し、同意いただくことを追加してございます。

ページをおめくりいただき4ページを御覧いただきたいと思っております。

この規則は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で、武蔵村山市奨学資金条例施行規則の改正の申出についての御説明とさせていただきます。

なお、今後、文書審査を受けることによりまして、修正を加えることはございますが、基本的な趣旨につきまして、変更はございませんので、あらかじめ申し添えさせていただきます。

よろしく御審議の上、御決定賜りたくお願い申し上げます。

以上でございます。

○持田教育長 これより質疑に入ります。

土田教育長職務代理人。

○土田職務代理人 別表改正案の申請書で、第1号様式第5条関係の裏面、申請者の個人番号と本人家族の個人番号まで記載することになっているんですけど、非常に取扱いなど、今いろんな社会的な問題でその番号の取扱いについて注目をされているんですけども、制度上、一般的なこういった申請書にそういった番号も必要になってきているのでしょうか。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 今回の改正は、御説明申し上げましたが、番号法で定められております法定受託事務の独自利用事務といたしまして奨学金制度を実施するために行うものでございますが、社会保障・税番号制度の導入に伴いまして、独自利用事務として認められてるものでございます。

なお、独自利用事務として認めております中で、情報利用できるものといたしましては、生活保護の受給情報、それから、課税状況の二つの情報に限られてございます。

こちらの奨学資金につきましては、家族の全員の方の課税状況を把握することによりまして奨学生を決定するといったことが審議会において協議していただく中で、必要になってございます。そのことから、家族全員の方の課税状況を把握する中で、それぞれの個人番号を徴収する必要が生じたものでございます。

したがって、様式を変更いたしまして個人番号の記入をしていただくこととなりますが、こちらの申請用紙のお取り扱いにつきましては、個人情報漏洩することがないように、事務担当者、また、学校と十分な連絡を取り合い、きちんとした形でのお取り扱いをさせていただきますこととしておりますので、よろしく願いいたします。

○持田教育長 よろしいですか。

土田教育長職務代理人。

○土田職務代理人 そういった取扱いというのは打合せで、これはこういうふうには、大事なものだからなくさないようにとか、人に見せないようにとか、そういうふうなお互いのコミュニケーションをとるだけなんですか、それともきちんとした規定を設けて、いわゆる個人情報保護の立場から縛りを、担当者、学校含めて、縛りを与えておくものなのか、それともそういうことまではしないのでしょうか。

○持田教育長 教育総務課長。

○松下教育総務課長 こちら社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度でございます

けれども、こちらにつきましては、国の制度でございます。

そこで、個人情報の漏洩等につきましては、国の方で罰則規定が定められております。罰則規定を設けている以上、こういったところまでは、罰則に値しませんよ、といったようなことも細かく決まられてございます。

したがって、学校長の方で番号が載っている申請書を見るまでは、問題はないという見解が示されております。そういった番号をコピーしたり、また他の物にメモをとったり記載したりといったようなことについては、罰則の対象となります。

そういった具体的なことにつきましては、国の方からの指示、また、武蔵村山市といたしましても全体で定められておりますので、今回こちらの規則改正後には、改めて学校長に対しまして、お取り扱いをきちんと説明いたしました上で、御依頼を申し上げることといたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○持田教育長 ありがとうございます。

これ、私の方からの質問ですが、この申請は、学校を経由するんですか、本人が直接教育委員会に出すのではないですか。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 こちらの申請書につきましては、学校長の推薦が必要となりますので、こちらの申請用紙は学校を経由することになります。ただし、個人番号が記載されている書類等につきましては、交換便等が禁じられておりますので、担当者が学校に出向いて受取りをする等の方法が必要になってくるかと思いますが、こちらにつきましては、ただいま検討をしているところでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○持田教育長 その申請用紙には、校長の推薦を記入する欄ですとか、校長印を押す欄とかそういう欄がないように見えるんですけども校長推薦というのが別紙で推薦するのでしょうか。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 申請する際には、第1号様式以外に必要な書類がございまして、第2号様式におきまして、武蔵村山市奨学生推薦調書というものを学校長に作成していただく必要がございます。学校長は推薦するに当たりまして、こちらの世帯の課税状況、家計の状況につきましても参考といたしまして、調書を作成するというふうに考えてございますので、よろしくお願いいたします。

○持田教育長 よろしいですか。ほかにもございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第5号 武蔵村山市奨学資金条例施行規則の改正の申出についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決しました。

○持田教育長 ここで暫時休憩といたします。

午前10時46分休憩

午前10時59分再開

○持田教育長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第8 議案第6号 平成28年度武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく
主要施策・主要事業について

○持田教育長 日程第8 議案第6号 平成28年度武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく
主要施策・主要事業についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第6号 平成28年度武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく
主要施策・主要事業について。

平成28年度武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業について、別冊のとおり決定するため、教育委員会の議決を求めます。

平成28年2月12日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別冊についての朗読は省略させていただきます。

○持田教育長 それでは、議案第6号の提案理由を説明させていただきます。

平成28年度武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業を定める必要

があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育総務課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 それでは、議案第6号 平成28年度武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業について御説明申し上げます。

別冊資料を御覧いただきたいと思います。

初めに、先月に開催されました教育委員会定例会におきまして、御協議、御意見をいただきまして、新たに規定したもの、変更したものについて、御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、10ページをお開きいただきたいと思います。

10ページの(4)に学校支援地域本部の設置の検討について記載してございましたが、現在、全ての小・中学校がコミュニティ・スクールになっておりますことから、削除し、(5)から(7)までを繰り上げ、(4)から(6)に変更いたしました。

次に、14ページを御覧いただきたいと思います。

14ページの(14)でございますが、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（日本学校保健会）」のかぎ括弧が漏れてございましたので、加えてございます。また、あわせて、5行目の「全ての教員」を「全ての教職員」に変更してございます。

次に、(15)でございますが、2行目の「引き続き奨学金制度を推進する」を「引き続き奨学金制度を実施する」に修正いたしました。

それでは、1ページにお戻りいただきたいと思います。

基本方針1 生きる力を育む教育の推進につきましては、33の主要施策・主要事業となっております。

次に、10ページをお開きいただきたいと思います。

基本方針2 学校・家庭・地域の連携強化につきましては、6の主要施策・主要事業となっております。

次に、12ページをお開きいただきたいと思います。

基本方針3 教育の質の向上と教育環境の整備につきましては、15の主要施策・主要事業となっております。

次に、15ページをお開きください。

基本方針4 自己実現を目指す生涯学習の推進につきましては、12の主要施策・主要事業となっております。

以上、合計66が教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業というものになってございます。

次に、17ページをお開きください。

続きまして、平成28年度武蔵村山市教育委員会の重点項目について御説明いたします。

初めに、前回、御協議をいただいた中では御意見をいただきませんでしたので、修正はいたしておりません。

重点項目につきましては、学校教育が6項目、生涯学習が6項目となっております、合計12項目でございます。

説明につきましては、以上でございます。

よろしく御審議の上、御決定賜りたくお願い申し上げます。

○持田教育長 これより質疑に入ります。

4つの基本方針がありますけども、特に個別に追加説明することはありますか。

それでは分量が多ございますので、順次、基本方針1から考えていきたいと思えます。

まず、基本方針1 生きる力を育む教育の推進が33項目ありますが、この中で質疑等がおありになればお聞きいたします。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 それでは基本方針2 学校・家庭・地域の連携強化が6項目ございますが、それについてはいかがでしょうか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 次に、基本方針3 教育の質の向上と教育環境の整備について、15項目ございます。

よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 それでは、基本方針4 自己実現を目指す生涯学習の推進について、12項目ございます。

よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 それぞれ事前の協議以降御意見を伺っておりますので、その分の修正が入ったものでございます。

最後のページに、平成 28 年度、これらの基本方針の重点項目が学校教育 6 項目、生涯学習 6 項目に示されております。

ほかにごございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第 6 号 平成 28 年度武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程 9 議案第 7 号 第四次武蔵村山市特別支援教育推進計画について

○持田教育長 日程 9 議案第 7 号 第四次武蔵村山市特別支援教育推進計画についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第 7 号 第四次武蔵村山市特別支援教育推進計画について。

第四次武蔵村山市特別支援教育推進計画について、別冊のとおり策定するため、教育委員会の議決を求めます。

平成 28 年 2 月 12 日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別冊についての朗読は省略させていただきます。

○持田教育長 それでは、議案第 7 号の提案理由を説明させていただきます。

第三次武蔵村山市特別支援教育推進計画の計画期間が平成 27 年度をもって完了することに伴い、新たに特別支援教育推進計画を策定する必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、学校教育担当部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 それでは、議案第 7 号 第四次武蔵村山市特別支援教育推進計画について御説明いたします。

別冊資料を御覧ください。

本議案につきましては、1 月定例教育委員会における協議内容を踏まえ、議決をいただくものでございます。

なお、前回協議の中で、内容の修正等に係る御意見等は特にございませんでしたので、変更点はございません。

説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○持田教育長 分量もかなりありますけれども、担当の方で特にこの第四次についての補足の説明はありますか。

榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 1 月定例教育委員会の協議を踏まえまして、御説明させていただきましたが、もう一度改めて申し上げますと、計画の期間を特別支援教室の設置に伴い、これまでの 3 年から 5 年に延ばしたとか、それから今お話申し上げました特別支援教室を来年度より順次設置をし、平成 30 年度までに全校で実施するといったあたりが、計画の中心となるところでございます。

以上でございます。

○持田教育長 構成は、5 章の章立てになっております、分量が多ございますので、第 1 章からみていきたいと思えます。

第 1 章の計画の策定に当たって、4 ページ、5 ページでございます。

ただいま、学校教育担当部長から説明がありましたように、東京都の施策と連動いたしまして、3 年間をかけまして、本市の小学校全校に特別支援教室を設置することが大きな変更点でございます。第 1 章はよろしいでしょうか

(「はい」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 第2章、8ページでございます。

武蔵村山市特別支援教育推進の基本的な考え方が示されております。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 第3章 武蔵村山市における特別支援教育の現状。こちらが、10ページから21ページというように文章が多くなっております。

1といたしまして、特別支援学級等の児童・生徒の状況等について、2として、武蔵村山市特別支援教室推進体制、3としまして、第三次武蔵村山市特別支援教育推進計画3年間の評価でございます。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 第4章 武蔵村山市特別支援教育推進における具体的な施策として、今後5年間の内容が示されております。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 第5章は計画の進行管理でございます。

全体を通して何かございますか。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第7号 第四次武蔵村山市特別支援教育推進計画についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第 10 議案第 8 号 武蔵村山市立学校学校運営協議会の指定について

○持田教育長 日程第 10 議案第 8 号 武蔵村山市立学校学校運営協議会の指定についてを議題といたします。

教育総務課長より、議案の朗読をいたさせます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第 8 号 武蔵村山市立学校学校運営協議会の指定について。

武蔵村山市立学校学校運営協議会の指定をすることについて、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成 28 年 2 月 12 日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○持田教育長 それでは、議案第 8 号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第 3 条の規定に基づき、武蔵村山市立第八小学校を再指定する必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、学校教育担当部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 それでは、議案第 8 号 武蔵村山市立学校学校運営協議会の指定につきまして、御説明いたします。

武蔵村山市立第八小学校の指定期間は、平成 28 年 3 月 31 日付をもって満了となるため、武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第 3 条の規定に基づき、再指定の手続をとるものでございます。

指定期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 4 年間になります。

引き続きコミュニティ・スクールとしての地域の方々の参加による協働を進めてまいります。

説明につきましては、以上でございます。

○持田教育長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第8号 武蔵村山市立学校学校運営協議会の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第11 協議事項

○持田教育長 日程第11 協議事項を議題といたします。

委員からの協議事項をお受けいたします。

何かございますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 それでは、事務局からの協議事項をお受けいたします。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 事務局から1点目、平成27年度武蔵村山市立小・中学校卒業証書授与式の告辞について、協議事項資料1、別冊、2点目、武蔵村山市立学校ICT教育環境整備計画について、協議事項2別冊の御協議をお願いいたします。

○持田教育長 それでは、協議事項1、平成27年度武蔵村山市立小・中学校卒業証書授与式の告辞についての説明をさせていただきます。

小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 平成28年3月24日に市立小学校、同3月19日に市立中学校の卒業証書授与式が挙行されます。

つきましては、同卒業証書授与式の教育委員会告辞につきまして、別紙のとおり提案をさせていただきます。

小学校の告辞につきましては、昨年秋に行われましたラグビーワールドカップでの日本代

表の活躍を通して、どんなに強い相手や困難なことがあっても、絶対に負けないという気持ちをもつこと、また、最後まで諦めないで努力を続けていくことが大切であり、そうした気持ちをもって、自分の夢に向かって未来を切り拓いていってほしいという願いを込めてございます。

中学校の告辞につきましては、昨年12月にノーベル生理学・医学賞を受賞した大村智さんの研究を通して、人のためになることを考え、自分のできることに全力で取り組むことが大切であり、たくさんの人々の支えによって成り立っている社会の中で力強く生き、自らの手で未来を切り拓いていってほしいとの願いを込めてございます。

よろしく御協議を賜りたく、お願い申し上げます。

以上でございます。

○持田教育長 協議事項の2点目、武蔵村山市立学校ICT教育環境整備計画（案）についての説明を行います。

中野教育部長。

○中野教育部長 それでは、武蔵村山市立学校ICT教育環境整備計画（案）について御説明をさせていただきます。

協議資料2、別冊を御覧ください。

教育委員会では、児童・生徒の情報教育や学校におけるICT教育環境の整備を推進するため、平成27年5月に武蔵村山市立学校ICT教育環境整備計画策定委員会を設置いたしまして、武蔵村山市立学校ICT教育環境整備計画の策定に向けて検討を重ねてまいりました。

今回、その計画がまとまりましたので、教育委員会で、御協議をお願いするものでございます。

まず表紙をおめくりいただきまして、目次を御覧ください。

本計画は、4章立ての構成となっております。

第1章は、ICT教育環境整備計画策定の趣旨、第2章は、武蔵村山市におけるICT教育の現状・課題・取組、第3章は、武蔵村山市におけるICT教育環境整備及び推進事業、第4章は、資料となっております。

1ページを御覧ください。

第1章でございます。1 ICT教育環境整備計画策定の背景と目的でございますが、文部科学省は「教育の情報化ビジョン」、東京都は「東京都長期ビジョン」を公表いたしまして、ICTを活用した教育を推進していくということとしております。

また、本市におきましては、小・中学校へ、パソコン教室を設置し、教育用コンピュータ機器等を整備して、児童・生徒の情報教育を推進しているところでございますが、現在、教育分野におけるICTを活用した情報教育の急激な進展に伴い、タブレット端末、校内LAN等が急速に普及し、より一層のICT機器を活用するための環境整備や魅力ある授業の実践等が求められることとなりました。

こうしたことから、教育委員会では、ICT機器の充実や教員の指導力の向上を図り、児童生徒が学習しやすい環境を作るため、ICT教育環境の整備に関する計画を策定し、学校教育の情報化を推進するとしております。

次に、8ページを御覧ください。

第2章 武蔵村山市におけるICT教育の現状・課題・取組でございます。

第2章では、これまで小・中学校へ整備してまいりましたICT機器等の内容や、本市におけるパソコン教室、校務支援システム、教育ネットワーク基盤等の現状、情報教育、ICTを活用した授業の実現、校務の情報化等の課題等となる点を挙げるとともに、現在、東京都教育委員会の公立小中学校ICT環境整備支援事業、これは、東京都の出前事業でございますが、これらを活用し、雷塚小学校、大南学園第七小学校・大南学園第四中学校へ約1年間、各校にタブレット端末、電子黒板、無線LANアクセスポイントを借り受けるとともに、ICT専門家の派遣を受けながら、ICT活用の効果や指導、運用に関わる成果の検証を実施しているほか、学力ステップアップ推進地域指定事業を活用しまして、教員の指導力の向上、児童・生徒の基礎学力の向上を図ることを目的として、タブレット端末等のICT機器等を活用した教科指導等を、第三小学校、小中一貫校村山学園及び第三中学校で実施しております。これらを踏まえまして、学校がICT機器を活用した授業実践の事例、授業及び指導方法に係るICTの活用事例・期待される効果、ICT機器を利用した授業実践を行った学校のアンケート結果等、具体的な取組を示しているところでございます。

次に、42ページを御覧ください。

第3章 武蔵村山市におけるICT教育環境整備及び推進事業でございます。

1 本市におけるICT機器導入計画でございますが、(1)パソコン教室では、現在、小・中学校のパソコン教室へ整備している教育用コンピュータ機器等のリース期間が終了した後に、平成29年度以降に、ICT機器等の入替を行い、整備を行うとしております。

パソコン教室については、基本操作の学習やプログラミング作成等の学習で、ディスプレイやキーボードを使用することが不可欠であることから、引き続き活用していくとしており

ます。

また、整備内容につきましては、タブレット端末、児童生徒用が各校 80 台、教員用が各校 20 台、無線アクセスポイント、電子黒板、各種ソフトウェア等を整備するとしております

次に、44 ページを御覧ください。

2 校務支援システムでございますが、校務の情報化、教員への負担軽減を図るため、全校に校務支援システムを導入し、センターサーバ化するとともに、校務用パソコン、プリンター等の機器を整備するとしております。

次に、46 ページを御覧ください。

3 教育ネットワーク基盤でございますが、タブレット端末を活用した授業を円滑に行えるよう、無線環境の整備を行うこととしており、校内LAN、無線アクセスポイント、専用回線、セキュリティ対策等を整備するとしております。

次に、47 ページを御覧ください。

(4) ICT支援員でございますが、ICTの活用には、サポート体制等が必要であることから、教員を支援するICT支援員を配置するとしております。

次に、48 ページを御覧ください。

2 本市におけるICT教育推進事業では、(1) 情報教育の充実、(2) ICTを活用した分かる授業の実現、(3) 情報化の推進体制の確立とサポート体制の充実を図るとしておられまして、今後、取り組むべきことを具体的に示しているところでございます。

51 ページ以降は資料編となりますので、後ほど御覧いただければと存じます。

以上、雑駁ではございますが、武蔵村山市立ICT教育環境整備計画(案)の説明とさせていただきます。

本日、御協議いただくとともに、御意見、お気付きの点等がございましたら、今月の19日までに教育総務課に御連絡をお願いしたいと思っております。

計画の説明につきましては以上でございます。

どうぞよろしく御協議のほどお願いいたします。

以上でございます。

○持田教育長 それでは2点ございました。

1点目、卒業証書授与式の告辞について、何かございますか。

小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 こちらにつきましても2月29日の月曜日までに、御意見をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○持田教育長 2月29日まで御意見をいただければと思います。

2点目、ICT教育環境整備計画（案）についてはいかがでしょうか。

○島田委員 はい。

○持田教育長 島田委員。

○島田委員 ICT教育環境整備計画（案）を見せていただきまして、ICT機器を利用した授業実践を行った学校アンケート結果として、タブレット端末を使った授業は、生徒の興味関心を引き付けるとともに、児童・生徒の学習意欲を高める効果があるなどのメリットがあるということを知りました。平成29年9月には一校当たり2クラス分80台を整備し、授業を行うということで、学力向上につながることを期待しています。

しかし、身体への影響、特に、視力低下などが心配です。タブレット端末、電子黒板等について各校の利用状況等を確認し、適切な学習確保をするため、引き続き台数等の検討をすることとしていますが、一人1台あった方が良い授業もあると思いますが、ICT機器に頼りすぎないような、上手な利用をしていただきたいと思います。

校務支援システムについては、校務支援システム導入により、教員への校務負担の軽減や事務の効率化が図られたということで、システム化により多少の不安をお持ちの方もいらっしゃるかと思います。教員の校務負担の軽減というメリットはとても大きいものです。

御理解いただき、整備を進めていただきたいと思います。

以上です。

○持田教育長 大きく3点あったと思います。視力低下等の健康管理についての視点をよく考えてほしいということ、2点目は、学習課程としての適切な利用の仕方ということ、3点目は、教師の効率的な学事処理といいたまうか、負担軽減という言葉がありましたけれども、効率的にシステムを利用していくという、そういう視点だったと思います。この3点につきまして、今、答えられる部分がありましたらお願いします。

榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 いわゆる視力の部分につきましては、おそらく基本的にですね、日常のそれこそ、早寝早起きであったりとか、食事のことであったりとか、あるいは姿勢のことであったりですとか、いわゆる基本的な生活習慣の部分で指導すべき部分はこれまでと変

わらないと思います。ただ、御指摘のように I C T 何らかの形で画面を見る場面もやはり、これからの子供たちも増えていくと思われまますので、より一層そのあたりの指導は必要ですし、その視点については、是非学校にも指導してまいりたいと思います。

それから、タブレットを活用した授業の在り方、国の方では授業として、全児童・生徒に持たせるとか、それこそ宿題をさせるとか、モデル授業を実施してございますが、本市におきましては、まずは、各教科、単元によってより効果的な使用の仕方について今研究進めていることでございますので、基本的にはその扱い方で、今後工夫をしていくことになるかと考えております。

また、校務改善につきましては、ソフト等を活用した校務改善ももちろんございますが、今、本市では全校で今年から、学校事務の共同実施などを含めて、教員が子供たちと接する時間の確保、それから、副校長が教員の指導にあたる時間の確保、そういった視点で校務改善を進めておりますので、今回の提案の中で取り出されている内容もそういったものに資する内容になるかと考えております。

以上でございます。

○持田教育長 ほかにはよろしいですか。

○土田職務代理者 はい。

○持田教育長 土田教育長職務代理者。

○土田職務代理者 この計画の中でですね、現在、この支援員の配置とかネットワーク基盤の整備とか、今年度いわゆる平成 27 年度の都の出前事業でそれぞれがされているということなんですけれども、全般的にみて、この整備計画は、例えば、教育ネットワーク基盤の整備計画等が年度によって示されておりますが、非常に地域的にばらつきがあるような気がするんですね。

そういったものを解消するような、いわゆる前倒し、もっと、ほかの学校にも導入ができるような環境、その各学校の教育方針を含めた問題だと思うんですけれども、そういった意味でも、そういったことに興味もてるような指導を、前倒ししてですね、支援員を配置したり、そういったことで、学校全体が受入れしやすくなるような、そういった、環境をつくるということとはできないものでしょうかね。

この計画をみると、非常に一部の区域に限られてますけれども、全般的にもっと推し進めることはできないんですか。

○持田教育長 学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 今回の第三中学校、それから村山学園、特に村山学園の方はもともと、LAN整備がされていたということ、それから、三中校区につきましては、私たちどもが毎年行っている学校訪問の中で、是非、ICTを活用した工夫をしていきたいといったような、校長、それから教職員の要望を受けておりましたので、それを実現する形で今回は2箇所に設置をしておりますけども、今御提案いただきましたように、市全体です、こういう取組を進めていければいいということ踏まえての今回の提案ということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○土田職務代理者 よろしくお願ひします。

○持田教育長 よろしいですか。

費用、経費の問題、人材育成の問題、そのほか総合的、全体的な計画の中でICTを位置付けていかないと、ICTだけが突出することになりますので、その辺、十分に関係部所と協議をしてですね、進行管理等含めて取り組んでいただければいいなと思っております。

よろしいでしょうか。

○土田職務代理者 はい。

○持田教育長 それでは、協議を終わります。

◎日程第12 その他

○持田教育長 日程第12 その他に入ります。

○持田教育長 委員からの報告等の御発言があればお受けいたします。

よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 では、事務局からの報告等の御発言があればお受けいたしますが。

○松下教育総務課長 事務局からは特にございません。

○持田教育長 それでは、これをもってその他を終わります。

○持田教育長 次に、日程第13 議案第9号並びに日程第14 議案第10号の審議といたします。

この2議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7号、ただし書の規定に基づき、秘密会で審議したいと思います。

これに御意義ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 異議なしと認めます。

よって、秘密会とすることに決しました。

ただいまから会議を秘密会といたします。

ここで関係者以外の職員が退席いたしますので、暫時休憩いたします。

午前 11 時 37 分休憩

午前 11 時 39 分再開

○持田教育長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第13 議案第9号 校長の任命に係る内申について

(議案第9号は人事案件のため、会議録は非公開)

◎日程第14 議案第10号 副校長の任命に係る内申について

(議案第10号は人事案件のため、会議録は非公開)

◎閉会の辞

○持田教育長 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって平成28年第2回教育委員会定例会を閉会いたします。

午前 11 時 49 分閉会